

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

板野町 福祉保健課 介護保険係

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い

軽度者に係る福祉用具貸与費については、利用者の状態像から使用が想定しにくい「車いす」「特殊寝台」等の種目(以下「対象外種目」という。)は、原則として算定することができません。
ただし、利用者の状態像に応じて、対象外種目についても例外的に算定が認められる場合があります。
※軽度者とは、要支援1,2及び要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要支援1,2及び要介護1に加え要介護2,3の者をいう。

《対象外種目一覧》

ア 車いす及び車いす付属品	工 認知症老人徘徊感知機器
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

《町への確認の要否》

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付については、申請手続きをすればサービス利用を可能にするものではありません。「厚生労働省の示した状態像である」ことを保険者が確認し、例外給付を決定するものであることを理解したうえで、福祉用具の必要性を判断してください。

- ① 「軽度者への福祉用具貸与の例外給付条件」で貸与可能となる基準に該当している。
② 介護保険被保険者証中の「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」欄に福祉用具貸与の必要性が記載されている。

①又は②
はい

町へ貸与についての確認は不要です

いいえ

上記に該当しない場合は、町へ貸与についての確認が必要です

①②に該当しない場合で、利用者の状態と福祉用具の必要性を判断することとなった医学的所見が、下記 i)~iv)のどの項目に該当するか。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者(例、パーキンソン病の治療薬によるON-OFF現象)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者(例、がん末期の急速な状態悪化)
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は病状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当できると判断できる者(例、ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
ア) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(車いす及び車いす付属品)
イ) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者(移動用リフト)

上記に該当すると判断した場合は、申請手続きを行ってください

※ 町への確認を行う前にサービス利用した場合は、その期間の給付は認められません。

※ ①②の場合であっても、町が申請書類を審査し決定しますので速やかに手続きを行うこと。

～申請前のチェックリスト～

- 例外給付は、あくまで「例外」です。このことを理解されていますか。
- 本人や家族の希望というだけで導入しようとしていませんか。
- 本人の日常生活動作(状態像)を把握していますか。
- ケアマネジメントにおいて、主治医の医学的な所見が反映されていますか。
- 本人の心身状況から該当する状態像が明確になっており、それに該当する福祉用具貸与について検討され、対象種目が合致していますか。
- サービス担当者会議では、医学的所見を踏まえて、福祉用具の必要性や期待される効果などが話し合われ、記録されていますか。
- 福祉用具貸与後は、モニタリング等によって、状態の把握や福祉用具貸与の必要性を見直し、その結果を記録してください。